

○近畿地方整備局告示第38号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年3月14日

近畿地方整備局長 渡辺 学

第1 起業者の名称 兵庫県

第2 事業の種類 県道松尾青野ヶ原停車場線改築工事（兵庫県加東市大門字居垣内地内から小野市復井町字蓬萊野地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 兵庫県加東市大門字居垣内地内  
兵庫県小野市復井町字川端及び字蓬萊野地内
- 2 使用の部分 兵庫県加東市大門字居垣内地内  
兵庫県小野市復井町字川端及び字蓬萊野地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「県道松尾青野ヶ原停車場線改築工事」（以下「本件事業」という。）は、兵庫県加東市大門字居垣内地内から小野市復井町字蓬萊野地内まで

の延長 364mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

県道松尾青野ヶ原停車場線（以下「本路線」という。）は、道路法第 7 条の規定により兵庫県知事が県道に認定した路線であり、起業者である兵庫県は、既に本件事業を開始していること、同法第 15 条の規定により兵庫県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

本路線は、兵庫県加東市松尾地内の一般国道 372 号との接続点を起点とし、小野市復井町地内の JR 加古川線青野ヶ原駅に至る延長約 4.5 km の路線であり、沿線地域の日常生活において、重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定める道路幅員を満たさない狭小な道路が大半を占めていることから、自動車のすれ違いが困難な箇所があり、さらに交通事故も発生しており、安全かつ円滑な自動車交通に支障をきたしている状況にある。

また、現道は、沿線に家屋等が連たんしているにもかかわらず、歩道が整備されておらず、路肩も狭小であることから、通学生を含む歩

行者及び自転車は、車道の通行を余儀なくされており、安全な通行が確保されていない状況にもある。

本件事業の完成により、必要な車道幅員等を有する道路が整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通等の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、既存の資料等を基に任意で調査・検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質については、環境基準等を満足する予測となっている。さらに、工事実施にあたっては、騒音、振動及び大気質に配慮し、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の機械を使用するなど、生活環境に十分配慮することとしている。

また、上記調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているイチモンジタナゴ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ南方種、ゼゼラ、チュウガタスジシマドジョウ、アカザ、ミナミメダカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミクリ等その他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、本件区間内において現時点で重要な種は確認されていないことなどから影響は軽微であると予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）等による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。今後、現地において周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、兵庫県教育委員会と協議し、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における車道及び路肩幅員の狭小を解消し、安全かつ円滑な自動車交通等を確保することを主な目的として、道路構造令による第 3 種第 3 級の規格に基づく 2 車線の道路に拡幅する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である既設橋梁の下流側に橋梁を架け替える案のほか、既設橋梁の上流側に橋梁を架け替える案及び現在位置に橋梁を架け替える案の 3 案について検討が行われている。申請案と他の案を比較すると、申請案は、支障物件の数が最も少ないこと、施工期間が短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は道路構造令に定める車道幅員、路肩幅員を満たさない箇所が存在するものであり、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通等の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、加東市等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 兵庫県加東市役所及び小野市役所